

奈良県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年八月二十七日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
梅川医院	生駒市中菜畑一―四九―一 和州ビル二〇三・二〇四	令和六年六月三十日
たなべ歯科	大和高田市大字曾大根一九六番地 二階	令和六年六月三十日
医療法人松山医院	天理市柳本町一九六番地一	令和六年六月三十日
辰巳医院	高市郡高取町大字上土佐三九―二	令和六年六月三十日
玉井歯科医院	大和郡山市本町二六―一	令和六年七月十日